



人権のまど

まちづくり推進課 (内線311)

バリアフリーについて考えてみましょう

令和2年版の障害者白書によると、国民の約7.6% (国民の約13人に1人) に何らかの障がいがあるといわれています。

障がいのある人とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいなど、心身の機能などに障がいがあり、障がいや社会的障壁 (バリア) により継続的に生活の制限を受ける状態にある人をいいます。

社会的障壁 (バリア) とは…

- ▷ お店などの出入り口にある段差や車いすに対応したトイレの不足などの「物理的なバリア」
- ▷ 障がいを理由に就業の機会や受験などの制限を受ける「制度・慣行的なバリア」
- ▷ 展示パネルや音声案内がないなど視覚や聴覚に障がいがある方が必要な情報を得られない「情報面のバリア」
- ▷ 障がい者に対する無関心、無理解から生じる偏見や差別といった「心のバリア」 など

■ 「ユニバーサル社会」の実現を目指して

全ての人が社会の対等な構成員として、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会を「ユニバーサル社会」といいます。

施設や設備などのバリアフリー化は着実に前進していますが、目に見えない心のバリアフリーはどうでしょうか。「かわいそうな人」と先入観を持ったり、「あまり関わらないでおこう」と距離を置くなど、無意識に心のバリアを作っていないでしょうか。心のバリアフリーが実現して、はじめてユニバーサル社会が実現します。

まずは、さまざまなバリアがあることを理解し、できることから始めてみませんか。困っている人を見かけたら、「何かできることはありますか？」という一声で助かる方がきっといるはずです。障がいの有無にかかわらず、社会の一員として自立した生活を送ることができるよう、お互いを受け入れ、支え合っていきましょう。



ハーモニー

まちづくり推進課 (内線311)

“STOP!DV” 我慢しないで相談を

DV (配偶者暴力) とは…

配偶者または事実婚のパートナーなど、親密な関係における暴力のこと

内閣府が令和3年3月に公表した「男女間における暴力に関する調査報告書」によると、「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」といった暴力を配偶者などから受けた経験があると答えた人は、22.5%にのびります。

性別で見ると、女性の25.9%、男性の18.4%が被害経験に「あった」と答えていて、特に女性では約4人に1人が被害経験者と割合が高く、さらに約10人に1人は何度も配偶者からの暴力の被害を受けているという結果も出ています。

また、DVは被害者だけでなく、子どもにも悪影響を及ぼします。DVを目撃し続けることで、無意識に問題の解決方法を暴力に求めてしまいがちになります。

どんな事情があっても、暴力は絶対に許される行為ではありません。

DVは被害者自身も気付いていないことがあり、また被害者一人の力だけで解決できる問題ではありません。もしかしたらDVかもしれない、と思ったら悩まずに下記などで相談してください。

DV相談+ (右記2次元コード)

☎0120-279-889

※24時間対応



配偶者暴力相談支援センター

※全国300カ所に設置 (令和3年7月現在)

DV相談ナビ #8008 (全国共通電話番号)